

第1章 地震災害予防対策

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災意識の高揚と普及

1. 現状と課題

- ① 地震被害を最小限にとどめるには、災害初期の各個人、家庭、地域での活動が大きなポイントである。
- ② 住民等一人ひとりが『自らの命は自らが守る』『みんなの地域はみんなを守る』という基本理念と正しい防災知識を身につけ、平素から災害に対する備えを心がけることが必要である。

2. 基本方針

住民の生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

3. 対策

毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大地震にちなむ）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

① 「岐阜県防災点検の日」の設定

ア 市は、「県防災点検の日」に当たり市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。

イ 住民、企業、団体、機関等はそれぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

防災点検10ヶ条の例

●個人	●家庭	●地域
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防災体制
2 応急手当の処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡経路
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 高齢者の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 避難所	9 避難所までの危険箇所	9 危険箇所
10 避難路	10 避難所・避難路	10 避難所・避難路

② 震災時の行動マニュアルの作成

市は、地域住民の地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

③ 防災教育

ア 住民教育

市は、県及び防災関連機関と相互に連携して、地震時に地域住民が『自分たちの地域は自分で守る。』という意識の下に、自主的な行動がとれるよう必要な住民教育を行う。

教育内容	教育の方法
1 地震に関する一般知識	1 自主防災組織単位の講習会の開催
2 建物の点検と補強方法	2 自治会・区、PTA等の会合等の利用
3 家具等の固定方法	3 各種女性団体、成人学級等の社会教育活動の利用
4 危険地域等に関する知識	4 ボランティア団体の講習会等の利用
5 生活必需物資等の備蓄	5 県防災交流センターの利用
6 地震発生時の心得	6 県広域防災センターの利用(防災研修会、貸し出しフィルム、地震体験車等)
7 地震が予知された場合の心得	7 県のVRシミュレーションの利用
8 自主防災組織の活動と各自の役割	8 地震手引書等の作成・配布
9 応急救護の方法	9 テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、ちらし等を通じての広報
10 避難方法(避難路、避難場所等)	10 相談窓口の設置
11 要配慮者を守るための防災知識	
12 情報入手の方法	
13 防災関係機関が講ずる地震対策	

イ 職員教育

市は、迅速かつ的確な地震対策の実施を図るため、それぞれ市の業務に従事する職員等に対し、必要な教育を行う。

教育内容

1 地震に関する一般的・専門的知識
2 現在講じられている地震対策
3 今後取り組むべき課題
4 組織の防災体制
5 職員のとるべき行動(事前、発生後、予知があった場合)
6 防災活動に関する基礎的知識(防災資機材の入手方法、応急手当等)

ウ 学校等における防災教育

学校等は、地震に関する知識、地震発生時の心得等について、園児、児童、生徒の発達段階、地域の実情等に応じた地震防災教育を行う。

④ 岐阜県地震防災対策連携強化地域

市は、県との連携により、防災訓練等で自主防災活動の活性化を進め、地域防災力の向上を図る。

第2節 自主防災組織の育成と強化

(一般対策編 第1章第7項 自主防災組織の育成と強化) 参照。

第3節 ボランティア対策

(一般対策編 第1章第13項 ボランティア活動の環境整備計画) 参照。

第2項 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第1節 防災体制の確立

1. 現状と課題

- ① 地震は前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発することから、即座に対応できる体制を整備することが必要である。
- ② 交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した体制づくりが必要である。

2. 基本方針

迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。

3. 対策

1) 防災組織の充実

① 市の防災組織

ア 市防災会議

市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき防災会議を設置し、その設置目的及び組織構成は、県防災会議に準ずる。

イ 市災害対策本部

市は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その設置目的及び組織構成は、県災害対策本部に準じる。

② 自主防災組織等

（一般対策編 第1章第7項 自主防災組織の育成と強化）参照。

2) 防災活動拠点網の整備

① 市の防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点を整備するとともに、コミュニティ防災拠点（自治会・区等に1か所ぐらい）、地域防災拠点等の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

② 各防災拠点の連携の確保

市は、県、防災関係機関との連携により、各防災拠点の有機的な連携を保つことの重要性を認識し、そのため特に情報のネットワーク化を積極的に図るものとする。

第2節 広域応援体制の確立

1. 現状と課題

- ① 大規模災害にあっては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要である。
- ② 被災地においては、混乱により応援について十分な事務処理ができない場合があり、事前にこれを想定したきめ細かな取り決めをしておくことが必要である。

2. 基本方針

- ① 大規模災害を想定した広域の応援体制を、多重的に整備する。
- ② 応援する場合は、自己完結型（寝食自給型）で行う。

3. 対策

① 広域相互応援

市は、大規模災害時における、県外の近隣市町村又は友好市町村との相互応援協定の締結に努めるものとする。

② 県内相互応援

ア 広域消防相互応援協定

市は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害時は、協定に基づき県下 5 ブロックの代表消防機関を通じて市長が要請するものとする。

イ 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害相互応援協定」を締結しており、これにより災害時には相互応援を実施する。

③ その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊の設置

総務省消防庁と市町村（消防）の協力のもと、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として「緊急消防援助隊」が設置された。

緊急消防援助隊の編成・任務

a	指揮支援部隊：ヘリ等で現地に赴き情報収集・伝達、現地消防本部の指揮の指導
b	救助部隊：要救助者の捜索、救助活動（本巢消防事務組合、岐阜市、大垣消防組合、多治見市）
c	救急部隊：救急活動（可茂消防事務組合、各務原市、岐阜市、多治見市、中津川市、瑞浪市、羽島市、土岐市、高山市、不破消防組合、本巢消防事務組合、大垣消防組合、中濃消防組合、飛騨市、 海津市 ）
d	消火部隊：消火活動（県内全 22 消防本部）
e	後方支援部隊：緊急消防援助隊の活動に関して必要な補給活動等（岐阜市）

イ 緊急消防援助隊の活用

県は、県内で発生した災害の初期消火・救助活動を迅速に行うため、国の緊急消防援助制度を県内の災害にも活用できるようにする。市は、この緊急消防援助隊に対しては、県援助隊の一員として活動する。

ウ 広域航空消防応援

市が消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特別災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

エ 災害応援協力

市は、災害時の応急対策の万全を期すため、普段から防災関係機関の協力体制の確立に努める。

(一般対策 第1章第15項 広域応援体制の確立 参照)

第3節 情報体制の確立

1. 現状と課題

- ① 大規模地震発生直後は、通信機器の損傷、混乱等により、情報の断絶・混乱は必至である。
- ② 情報の収集・伝達の遅れは応急対策活動の遅れにつながるものであり、また被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも、情報体制の確立が必要である。

2. 基本方針

迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能(情報通信体制の多重化)の整備を行う。

3. 対策

① 防災通信網の整備

ア 防災行政無線

市は、住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努める。

イ 警察、消防その他の防災関係機関の防災無線

警察、消防その他の防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充を図る。

ウ 防災相互通信用無線等

市は、災害現地において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

エ その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

- a 移動体通信（携帯電話・自動車電話）
移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り整備促進に努める。
- b アマチュア無線
(社)日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達を図る。
- オ その他通信システムを作動させるための人的・物的備え
市は、緊急発電設備等及び要員の緊急体制を多重的に整備する。
- ② 情報収集・伝達方法の多様化
 - ア 職員による情報収集
 - a 市は、職員の参集経路及びチェックポイントをあらかじめ定め、職員による参集途上での情報収集に努める。(それぞれ地図を携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。)
 - b 市は、防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に当たらせる。
 - イ 被災現場からの情報収集
市は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の収集に努める。
- ③ 海津市防災情報検索システム（仮称）
市は、地震や集中豪雨等に関する災害情報や防災情報を地理情報システム（GIS）を利用して、データベースの構築及び検索システムの確立を図る。

第4節 医療救護体制の整備

（一般対策編 第1章第14項 医療救護体制の整備）参照。

第5節 緊急輸送網の整備

1. 現状と課題

- ① 大規模震災時には、道路・橋りょう等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。
- ② 災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が必要である。

2. 基本方針

あらゆる交通手段を活用した緊急輸送ネットワーク化を図る。

3. 対策

- ① 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路：県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

→国道258号

イ 第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

→主要地方道：岐阜南濃線

津島南濃線

南濃北勢線

南濃関ヶ原線

→一般県道：津島立田海津線

佐屋多度線

養老平田線

木曾三川公園線

安八平田線

ウ 第3次緊急輸送道路：第1次・第2次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

※地域防災拠点・・・次のうち知事が指定するもの

a 市町村役場、県建設事務所、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

b 自衛隊の庁舎、事務所、緊急物資の備蓄拠点、広域救護病院

c その他知事が指定するもの

※地区防災拠点・・・次のうち知事が指定するもの

a 市町村役場支所、広域避難地、臨時緊急ヘリポート

b その他知事が指定するもの

② 広域防災拠点施設

地震による災害が発生した場合において、被災地の物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために、救援物資の保管場所や自衛隊等の救援部隊等の活動拠点施設を被災地周辺に確保し、被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として設置する。

ア 県は、市と連携して緊急物資の広域防災拠点施設を次のとおり指定する。

a 広域防災拠点施設候補の選定条件について、次の条件から指定する。

- ・災害時に物資の供給や応急対策活動を広域的に実施するため、優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている第1次・第2次緊急輸送道路沿いであること
- ・防災ヘリコプター緊急離着陸場に併設又は隣接していること
- ・物資の集積配分拠点となるスペースがあること
- ・公的な施設であること

■ 広域防災拠点施設

救援物資の一時集積配分拠点、自衛隊等応援部隊の活動拠点	
海津地域	武道館、柔道場、海津グラウンド
平田地域	平田体育館、平田グラウンド
南濃地域	南濃体育館、南濃グラウンド

- b 県トラック協会等輸送関係機関に広域防災拠点施設の場所について周知する。
 - c 広域防災拠点施設の場所を地図データとして所有する。
 - イ 市は、選定した広域防災拠点施設が市の施設でない場合には、当該施設の使用について覚書を締結する。また、防災担当者、自主防災組織、関係機関等に周知する。
- ③ 沿道建築物等の耐震化の推進
- 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して推進する。

第6節 地震防災訓練の実施

1. 現状と課題

- ① 県、市町村、防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日頃からの訓練により防災に関する知識・技能の習得を図ることが必要である。
- ② 従来のプログラム通りに運用される「展示型」の訓練は、ほとんどの中枢機能が働くことを前提にしたものであり、実践に役立つか疑問である。

2. 基本方針

地震の規模や被害の想定を明確にしたより実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期する。

3. 対策

① 総合防災訓練

市は、県のほか防災関係機関との連携・協力などにより、一般住民を対象とした訓練（初期消火訓練、避難・誘導訓練、小破壊救出訓練など）を含めた総合防災訓練を実施する。

ア 内陸型大規模地震を想定した訓練

市は、毎年10月28日（前後の適当な日）に、関係機関の協力のもと、内陸型大規模地震を想定した防災訓練を実施する。

訓練の内容

1 職員の動員訓練	9 道路啓開訓練
2 情報の収集・伝達訓練	10 航空偵察訓練
3 災害発生時に広報訓練	11 応急復旧訓練
4 災害発生時の避難誘導訓練	12 現場指揮本部訓練
5 交通規制その他の社会秩序維持訓練	13 広域消防応援体制訓練
6 救助物資の準備及び輸送訓練	14 避難場所開設運営訓練
7 消防、水防活動訓練	15 ボランティア受入活用訓練
8 救助活動訓練	16 広域防災応援受入体制訓練 など

イ 複合型東海地震を想定した予知型対応訓練

市は、関係機関の協力のもと、東海地震を想定した防災訓練を実施する。

訓練の内容

上記アに挙げるものの他	
1 東海地震等注意情報発表時に伴う非常配備員の参集訓練	
2 警戒宣言発令に伴う、知事から県民への「呼びかけ」をもとにした訓練	

② その他の地震防災訓練

市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

ア 通信連絡訓練

有事の際における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

イ 動員訓練

初動体制を確保するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 図上訓練

a 住民は、的確なとっさの対応を確保するため、多様な想定による図上訓練を実施する。

b 地域住民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

第7節 緊急地震速報の整備

緊急地震速報は、地震の発生直後に地震に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を測定し、可能な限り素早く知らせる地震予報である。情報発報後、揺れが到達するまでの猶予時間は数秒から数十秒程度であり、基本的な対応として、身の安全の確保を呼びかけるものである。ただし、震源地に近い所では情報が間に合わないこと、迅速に情報を伝達するために誤差が生じることなどの限界もあるため、活用にはそれらを十分理解する必要がある。

市は、庁舎及び施設に勤務する職員及び来庁者に周知することにより、人的被害を最小限に抑えることを目的とし、緊急地震速報を設置している。

1. 発表条件

気象庁よりCATV-c a t f i s hを通じて提供される緊急地震速報システム及びテレビ、ラジオを用いて受信するものとする。

- ① 海津市公共施設に設置されている緊急地震速報システムは、震度3以上で発報する。
- ② テレビ、ラジオにおいては気象庁から最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）と予想される地域の名前を発表される。

2. 緊急地震速報を受信したときの対応

- ① 緊急地震速報を受信した旨の庁内放送を実施する。

■庁内放送文（例）

緊急地震速報です。地震が発生しました。職員及び来庁者の方は、すみやかに身を守る姿勢をとってください。（総務課・各庁舎管理者・各施設担当者）

- ② 職員による来庁者への呼びかけ（安全な場所への誘導）

呼びかけ例

『皆さん、すみやかに身を守る姿勢をとってください。』

- ③ 職員自身の安全確保

机などの下に身を隠し、頭を保護する。

※エレベーターがある施設においては、エレベーターが停止しているかなど運行状況の確認を行う。

- ④ 揺れがおさまったら、安否確認

※室内やエレベーター内等で閉じ込められている人はいないか。また、安全確認をするまで、エレベーターを利用しないよう必要な処置をとる。

※窓ガラスの破片などが散乱している場合、危険なのでスリッパ等を履いていただくよう呼びかける。

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

1. 現状と課題

- ① 大規模地震発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を強いられる事態が予測される。
- ② 安全・迅速な避難のための方策を講ずるとともに、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要である。

2. 基本方針

避難対策に関する市と自主防災組織の役割を明確にして、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

3. 対策

① 避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

計画の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難の勧告又は指示を行う基準2 避難の勧告又は指示の伝達方法3 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口4 避難方法、避難所への経路、誘導方法、誘導責任者等5 避難所の整備に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 収容施設(2) 給水施設(3) 情報伝達施設6 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 |
|---|

② 避難所の選定

市は、以下に示した基準をもとに、避難所を選定する。

避難所の選定基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者が避難生活しやすい（物資の運搬、集積、宿泊等の利便性）公共の施設であること 2 地区住民を十分収容することができる面積を有すること。 3 耐震耐火構造であること。地震により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。 4 市が管理する以外の施設にあっては、利用についての協定が締結されていること。 5 選定の順序はおおむね次のとおりとする。①公立小中学校、②その他の公立学校、③その他の公共的施設 |
|---|

③ 避難所の運営

ア 市は、各小学校等地域の拠点となる避難所について、以下のような設備を整備する。

- a 避難所開設に必要な施設設備・・・仮設トイレ、マット、毛布、通信機器、テレビ、ラジオ等、非常緊急通話用電話
- b 避難所生活の環境を良好に保つための設備・・・換気、照明等
- c 要配慮者への配慮・・・スロープ、障害者用トイレ、個別スペース等

イ 市は、小学校等の避難所については、あらかじめ飲料水や食料等の備蓄品を確保しておく。

ウ 市は、避難所ごとに、事前に『避難所運営マニュアル』を策定する。

エ 市は、休日等に震度5弱以上の地震が発生した場合、初動時の迅速・的確な対応がとれるように、あらかじめ各避難所に責任者を指名しておく。

オ 市は、各避難所に案内標識を設置し、平素から関係地域住民に周知をはかり、速やかに避難できるようにしておくものとする。

避難所運営マニュアルの内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所開設・管理責任者 2 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続き等）に係る事項 3 避難所生活の基本ルール <ul style="list-style-type: none"> ・居住区画の設定・配分 ・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等） ・プライバシーの保護等 4 避難状況の確認方法 5 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約 6 その他避難所生活に必要な事項 7 平常体制復帰のための対策 |
|---|

④ 自治会・区等の指定する場所等の確保

自主防災組織等は、地域ごとに一時的に集合して待機する場所として自治会の指定する場所等をあらかじめ確保し、地域住民に周知するとともに、市の協力や助言を得て、円滑な運営を行う。

自治会・区等の指定する場所等の選定基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 居住者等を収容できる程度の広さを有する集会所、公園、グラウンド等の空地とする。2 付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。3 居住者等が集合しやすく、移動しやすい狭い路地等で囲まれていない所とする。 |
|---|

⑤ 広域防災拠点施設の確保

市は、激甚災害発生時に全国からの救援物資等の受け入れ・配分等が可能な一時集積配分拠点を確保する。

第2節 食料、飲料水、生活必需品の確保

1. 現状と課題

- ① 公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に応じられないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。
- ② 被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なるものであり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

2. 基本方針

家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、市は、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等、より円滑な食料・物品等の確保を図る。

- ① 初期対応は個人備蓄が中心
災害発生後7日分の生活に必要な食料・物品等は原則として個人が備蓄するものとし、市はその啓発に努める。
- ② 公共備蓄は次によるものとする。
 - ア 公共備蓄すべきもの
 - a 緊急に必要なもの
 - b 業者の在庫から調達が困難なもの
 - c 流通在庫の不足量を補完するためのもの
 - イ 公共備蓄の県と市（自主防災組織を含む）との役割分担
県と市との役割分担は次のとおりとする。
 - a 市：水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なもの
救急・救助活動資機材等の緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの

b 県：使用頻度は低いがあると便利なもので高価なもの
 県と市との役割分担例

	市	県
飲料水食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁	
生活必需品	懐中電灯、ろうソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、トイレトペーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割り箸、ほ乳ビン、雨具、石けん、洗面具	
炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ	
暖房装置	石油ストーブ	
医療品	救急箱、消毒液、三角巾、AED	災害用医療資材セット
情報通信機器	携帯ラジオ、携帯無線機、拡声器	
防災活動上の資機材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エアテント、水槽車、特殊自動車
救助活動上の資機材	担架、ノコギリ、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、ファイバースコープ
飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置
その他	仮設トイレ	

ウ 集中備蓄と分散備蓄

a 集中備蓄：大型で数量が少なく、緊急性を有しないもの

・県…主備蓄場所 ・市…防災倉庫（防災拠点）

b 分散備蓄：大量で災害発生後すぐ必要なもの、危険分散すべきもの

・県…県内ブロック別（防災拠点）・市…避難所等

○備蓄は原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

3. 対策

（一般対策編 第1章第8項 災害対策物資備蓄等の計画）参照。

第3節 防災資機材の確保

（一般対策編 第1章第8項 災害対策物資備蓄等の計画）参照。

第4節 防疫予防対策

（一般対策編 第2章第7項第11節 防疫計画）参照。

第5節 要配慮者の安全確保

1. 現状と課題

- ① 高齢者、障がい者、外国人、妊婦等のいわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられる。
- ② これらの要配慮者については、各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要である。

2. 基本方針

市は、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるような支援体制づくりに努める。

3. 対策

(一般対策編 第1章第12項 避難行動要支援者対策) 参照。

第4項 地震に強いまちづくり

第1節 まちの不燃化・耐震化

1. 現状と課題

- ① 阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。
- ② 建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要である。

2. 基本方針

想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定レベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

3. 対策

1) 建築物の防災対策

① 防災上重要な建築物の耐震性確保

市及び公共的施設管理者は、県有施設の耐震化に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

② ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策の推進

ア 市は、住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について広報紙等を活用し、知識の普及に努める。

イ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。

③建築物不燃化の促進、防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

④ 被災建築物等の危険度判定体制の整備

地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

第2章 地震災害応急対策

2) 道路、河川施設等の防災対策

① 道路施設等の整備

道路管理者は、地震発生後、緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図るものとする。

ア 道路の整備

道路防災点検に、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために、共同溝、電線共同溝の整備推進を図る。

イ 橋りょうの整備

道路防災点検に基づき（「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により）、緊急性の高い橋りょうについて順次耐震補強を実施する。

② 河川等の整備

河川管理者及び市は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての4機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。高水敷を利用した緊急用河川敷通路の検討・整備を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

3) 防災空間の確保

市は、地域の防災構造化を高めるため、道路、公園、緑地、空き地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。

第2節 火災防止対策

1. 現状と課題

① 地震が発生した場合、最も恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性もある。

- ② 消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態を踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する必要がある。

2. 基本方針

火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

3. 対策

① 火災予防の指導強化

ア 地域住民に対する指導

市は、地域住民の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震時における火災防止意識の普及を図るため次の指導を行う。

- a 火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。
- b 初期消火の重要性を啓発する。各家庭、事業所等での消火器・消火用水の準備とその使用方法を指導する。
- c 火災予防条例の周知・徹底に努める。

イ 防火対象物の管理者に対する指導

市は、防火対象物の関係者に対し、次の指導を行う。

- a 防火対象物及び消防用設備等の耐震性の確保を指導する。
- b 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。
- c 火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。
- d 消防用設備等の設置、整備点検とその使用方法を指導する。
- e 消防対象物の予防査察を計画的に実施し、消防対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。
- f 消防対象物の状況を把握し、地震時に火災発生の恐れのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。
- g 消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

② 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- a 市消防施設整備計画に、消防施設の整備拡充と消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる施設の耐震化に努める。

第2章 地震災害応急対策

- b 必要に応じ次の資機材等の整備に努める。
 - ・消防団への小型動力ポンプ、救助用資機材（ノコギリ、バール等）等の整備
 - ・生き埋め者の発見救出等のための資機材（油圧救助機具、画像探索機等）の整備
 - ・混乱する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備
 - c 救出活動を阻害するガレキ、土砂、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の要請について、関係者団体との協力体制を確保しておく。
 - d 同時多発災害時には市の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等の育成強化に努める。
 - ・自主防災組織の設置及び防災資機材の配備
 - ・自主防災意識の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取り扱い訓練の実施
- イ 消防水利等の確保
- 市は、消防水利の基準に適合するよう消防水利の適正配置と同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備え水利の多様化を図る。
- a 耐震性防火水槽の整備を図る。
 - b 緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。
 - c 長時間放水時の水を確保するため、必要に応じ水を輸送できる民間車両（例えば散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体と協議しておく。

第3節 危険物等の災害予防対策

1. 現状と課題

地震が発生した場合、危険物等により、出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼすおそれがあり、災害の発生・拡大防止のための平素からの対策が重要である。

2. 基本方針

県、市、その他関係機関はこれを防止するため、危険物等の保安体制の確立について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

3. 対策

① 危険物

- 地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、消防本部は次の措置を行う。
- ア 危険物施設について、位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取り扱い方法の調査指導を目的とした立入検査
 - イ 消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性の確保
 - 市は、次の指導等に努める。
 - a 消防法に予防規程の作成が義務づけられている危険物施設に対し、地震対策を

含めた予防規程の作成指導

- b 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取り扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立ち入り検査等の実施、危険物の貯蔵、取り扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導
- c 石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取り扱い方法の指導啓発
- d 危険物流出防止資機材の整備及び整備・配備状況の把握

ウ 危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策を行う。

- a 消防法に基づく安全確認のための定期点検
- b 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

② 高圧ガス

地震時の高圧ガスによる災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

ア 高圧ガス施設の予防

(1) 高圧ガス 地域防災協議会	高圧ガス地域防災協議会は、地震時における高圧ガスの移動中の災害の発生又は拡大の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具の整備、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。
(2) 高圧ガス事業者	高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。 a 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施 b 応急措置等についての保安教育 c 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定 d 防災協定などによる地域応援体制の確立 e 防災訓練の実施等

イ 液化石油ガス消費設備の災害予防

(1) 販売事業者	販売事業者は、液化石油ガス消費設備の災害予防のため、次の措置を講ずる。 a 一般家庭など液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進 b 簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置促進 c 災害発生時の緊急対応体制の整備
-----------	---

ウ 火薬類

地震時の火薬類による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

(1) 火薬類施設管理者	a 応急措置等についての保安教育 b 地震防災訓練の実施 c 災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策
--------------	---

第2章 地震災害応急対策

エ 毒物及び劇物

地震時の毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 毒物及び劇物取扱業者 | a 事故時の通報体制の確立 |
| | b 転倒防止対策等施設の整備点検 |
| | c 事故拡大防止及び被災防止体制の確立 |
| | d 消火剤、吸着剤、化学処理剤等の整備 |
| | e 地震防災教育及び訓練の実施 |

第4節 災害危険区域の防災事業の推進

1. 現状と課題

本市の西部（養老山地から揖斐川にかけての地域）は、土砂災害の可能性の高い地域である。また、低地部は、地震発生の際、液状化の危険性の高い地域となっており、道路の地割れ、陥没、堤防損傷等のおそれがある。

2. 基本方針

市は、県の協力のもと、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

3. 対策

① 土砂災害防止事業

市は、県の指導のもと、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握を行い、洪水ハザードマップ等を作成・配布して、地域住民に対し周知を図る。

② 老朽ため池の整備

市は、ため池の状況を把握し、その整備に努める。

③ 造成地の災害防止

市は、県及び関係機関とともに、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるので、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

第5節 ライフライン対策

1. 現状と対策

① 電気、ガス、水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分でのマヒを生ずる。

② ライフラインの寸断は、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。

2. 基本方針

施設の耐震性の確保及び電線類の地中化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

3. 対策

① 水道

市は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により、水道施設の整備等を行う。

ア 水道水源の多元化による災害時の水道水の安全確保

イ 浄水場施設等の耐震化等

a 取水、浄水、配水施設等の耐震化等

b 緊急時給水拠点としての配水池・調整地の整備推進（貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置）

ウ 管路施設の整備

a 導・送・配水管路の耐震性の強化（老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用）

b 配水系統の相互連絡（2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備）

エ 電力設備の確保（水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備）

オ 緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）をあらかじめ設定

カ 資機材の備蓄等

復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結

キ 広域的相互応援体制の整備（「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、各協会の協力も得て応援体制、受け入れ体制の整備）

② 下水道施設

市は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を行う。

ア 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

イ 施設設備の耐震・液状化対策等

a ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策

b その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備

c 緊急用として管きょ及び処理場にバイパス等の整備

d 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備

e ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備

ウ 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）

第2章 地震災害応急対策

- エ 施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
 - オ 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
 - カ 下水道台帳の整備
 - キ 中部ブロック災害応援体制の整備＝「災害応援に関する協定」及び応援資材・機器の保有状況の把握
- ③ ライフラインの代替機能の確保
- 市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。
- ア 飲料水の貯留が可能な耐震性防火水槽の設置
 - イ 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
 - ウ 避難所へのプロパンガス及びその設備の設置
 - エ 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
 - オ 各種通信体制の活用・・・アマチュア無線、電子メール・インターネット等
 - カ 新エネルギーシステムの導入

新エネルギーシステム例

- | |
|------------------|
| 1 太陽光発電システム |
| 2 太陽熱利用・ソーラーシステム |
| 3 コージェネレーション |
| 4 地域熱供給システム |

(※資料 28 災害応援に関する協定一覧)

- 26 海津市石油商業組合
- 28 社団法人 岐阜県エルピーガス協会 西濃支部海津部会

第6節 津波災害予防対策

1. 現状と課題

岐阜県の津波浸水想定によると、本市において、地震の発生により、津波が河川を遡上し、人的、物的被害が発生するおそれがある。

2. 基本方針

市は、県の協力のもと、津波被害を予防又は軽減させるため対策を図る。なお、この節に特別の定めのない予防対策事項については、「第2章 地震災害予防」に基づき運用するものとする。

3. 対策

(1) 津波警戒の周知対策

県、市、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震による揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に沿岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性があるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 防災知識の普及、防災教育

① 県、市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで安全な場所に避難すること。

イ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とすること。

ウ 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること。

② 津波浸水想定図の活用

市は、県が作成した津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。市は、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。

③ 津波に係る防災教育

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

第2章 地震災害応急対策

(3) 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

市は、岐阜県津波浸水想定等を参考として、津波に対する避難のための計画の策定を検討する。住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知に努める。

(4) 住民等の避難誘導體制

① 市は、具体的なシュミレーションや訓練の実施などを通して、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定の検討を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路等の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

② 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

③ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全にかつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、警察と十分調整を図るものとする。

④ 県及び市は、消防団員、警察官、市職員などによる防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

(5) 津波を想定した防災訓練

市は、防災関連機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難経路や避難場所、情報伝達設備等の確認を実施する。

(6) 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

県及び市は、津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

① 市による津波警報等の内容に応じた避難指示等の発表基準の策定

② 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示等の発表基準の策定。

③ 徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合の市による避難方策の検討。

④ 消防団員、警察官、市職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対策や避難誘導に係る行動ルール化。

(7) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、津波防災地域づくりに関する基本方針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を作成することができる。

推進計画で定める内容は以下のとおりである。

① 推進計画の区域

- ② 津波防災地区づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- ③ 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- ④ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

第2章 地震災害応急対策

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

1. 現状と課題

- ① 地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制づくりを不断に考えておくことが必要である。
- ② 職員が被災すること、また交通が途絶することから、職員の参集が困難
- ③ 災害対策本部そのものが被災する場合もあり、その対策が必要である。

2. 基本方針

本市における防災体制の確立と速やかな対応を目的とし、職員参集の基準と留意事項、各部・課等の活動、災害対策本部への移行等について明示する。

3. 対策

① 災害対策本部の体制

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、市長を本部長として市の全機構を活用する体制のことで、副本部長には、副市長、教育長があたる。

(総則 第4章第1節 災害対策本部の編成 参照)

a 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策等を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ・市内に震度4の地震が発生した場合で、市長が必要と認めたとき
- ・市内に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置）
- ・市内に特別警報に位置づけられた警報等（緊急地震速報にて震度6弱以上）が発表されたときに設置する。（自動設置）
- ・災害が発生し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想される時
- ・災害救助法を適用する災害が発生したとき
- ・特異な災害が発生した場合で、市長が認めたとき

b 開設の場所

災害対策本部は、海津市役所東館4階 災害対策本部室に設置する。海津市役所が被災しその機能等が使用に耐えないときは、海津市地域防災センター2階防災対策室において設置する。

c 緊急参集等

勤務時間外、休日等においての本部員以上の職員の緊急参集場所は、海津市役所とし、それ以外の職員については、勤務地とすることを原則とする。

主要避難所緊急開設準備員は、休日等に震度5弱以上の地震が発生したときに動員される。主要避難所緊急開設準備員は、当該避難所の近辺に居住する職員を任命し、当該施設の解錠、概括的な施設状況の把握、自主防災組織からの情報収集等の任務を行う。

d 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたる。

e 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害の規模、程度に応じて設置するもので、その都度本部長が現地災害対策本部長を任命し、現地本部員は、現地災害対策本部長の要請に基づき、関係各班の長が所属班員のなかから指名する。現地本部員は、本部長の特命事項を処理するとともに、現地災害対策本部長の指示に基づき、現地における関係機関等との連絡調整等の災害対策業務を分担する。

イ 災害対策本部の事務分掌

(総則 第4章 (別表) 災害対策本部の事務分掌) 参照。

② 職員の配備基準

ア 職員の配備手順の概要

a 準備体制、警戒第一体制、警戒第二体制をとるべき旨の伝達は、以下のとおりとする。

- ・勤務時間内においては、庁内放送又は電子メールによって行う。
- ・勤務時間外、休日においては、電子メール、家庭の電話、個人の携帯電話等によって行う。

b 準備体制及び警戒体制時の判断及び指揮監督は、副市長が行う。

c 市長は災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに災害対策本部各本部員に連絡するものとする。

d 災害対策本部各本部員及び部・班長は、災害対策本部長（市長）が災害対策本部の設置を決定したときは、あらかじめ定める動員体制をとるものとする。

※体制の特例：市長（災害対策本部長）は、災害の種類、状況その他により、後述の配備体制基準により難しい場合は、特定の部・課（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができるものとする。

第2章 地震災害応急対策

イ 地震発生時の配備体制

体制	基準	配備対応課等	摘要
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度3の地震の発生を発表したとき 岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下、「システム」という。）で市内3ヶ所の内、いずれかで震度3の地震の発生を感知したとき 気象庁から東海地震に関する調査情報（臨時）が発せられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 1名 	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度4の地震の発生を発表したとき システムで市内3ヶ所の内、いずれかで震度4の地震の発生を感知したとき 岐阜地方気象台の発表並びにシステムの感知にかかわらず、市内で震度4程度の大地震を感じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課、消防本部の一部職員 施設管理課各2名 その他市長が必要と認めた職員 	災害警戒本部を設置（必要に応じて災害対策本部に移行）
	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁から東海地震に関する注意情報が発せられたとき 		
警戒第二体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度5弱の地震の発生を発表したとき システムで市内3ヶ所の内、いずれかで震度5弱の地震の発生を感知したとき 岐阜地方気象台の発表並びにシステムの感知にかかわらず、市内で震度5弱程度の大地震を感じたとき 市内に特別警報に位置づけられた警報等（緊急地震速報にて震度6弱以上）が発表されたときに設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	災害対策本部を設置
	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁から東海地震に関する予知情報（警戒宣言）が発せられたとき 		

ウ 各種気象情報の伝達方法

- ・各種注意報、警報等は、以下の方法により県から伝達される。

(1) 県防災行政無線やファックスにより受信（総務課内） ※宿日直者は必ず確認する→（宿直室 受信警報装置）
(2-1) 海津地区震度計システム（総務課内）
(2-2) 平田地区震度計システム（平田支所内）
(2-3) 南濃地区震度計システム（城山支所）
被害情報集約システム（総務課 消防本部）

- ・伝達される情報

市に伝達される情報は以下のとおりである。

伝達される情報内容	県防災 F A X	震度計 システム	被害情報 集約システム
震度情報市震度計システム	○	○	○
東海地震：調査情報	○	×	○
東海地震：注意情報 （判定会招集）	○	×	○
東海地震：予知情報 （警戒宣言発令）	○	×	○
その他突発的事項（災害）	○	○	○

第2節 災害応援要請

1. 現状と課題

- ① 中枢機能がマヒすると、従来の応援要請第一主義では立ち行かなくなり、自主出動の必要性が生じる。
- ② 応援内容は、あらかじめ具体的に定めておかないと、とっさのとき役立たない。

2. 基本方針

市は平時から県と連絡を密にし、防災訓練等の共同実施により、その連携の強化を図る。

3. 対策

① 自衛隊に対する災害派遣要請

ア 派遣要請

- a 市長は、地域に係る災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

第2章 地震災害応急対策

- b 市長は、aの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊の派遣を促すものとする。
 - c 市長は、bの通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。
- イ 災害派遣部隊の受け入れ体制
- a 他の災害救助復旧機関との競合重複排除
市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
 - b 作業計画及び資材等の準備
市は、自衛隊に対し作業を要請、又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。
 - c 自衛隊との連絡窓口一本化
市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にする。
 - d 派遣部隊の受け入れ
市は、派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整える。
 - e 活動状況の報告
市長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。
- ② 消防活動に関する応援要請
- ア 相互応援協定に基づく応援要請
- a 市長は、必要に応じ、県外の隣接市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。
 - b 市長は、県内の市町村との次の相互応援協定に基づき、当該市町村長に応援を求め、
・岐阜県広域消防相互応援協定及び市町村相互間の消防応援協定
- ③ その他の活動に関する応援要請
- ア 県等に基づく応援要請
- a 市長は、市の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求めることができる（災害対策基本法第68条）。
- イ 他の市町村に対する応援要請
被災を受けた時、市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する（災害対策基本法第67条）。
- ウ 応援の受け入れ体制の整備
市は応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受け入れ体制を整備する。
-

第3節 地震災害情報の収集・伝達

1. 現状と課題

地震発災直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のためには、関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関を通じて正確な情報提供が不可欠である。

2. 基本方針

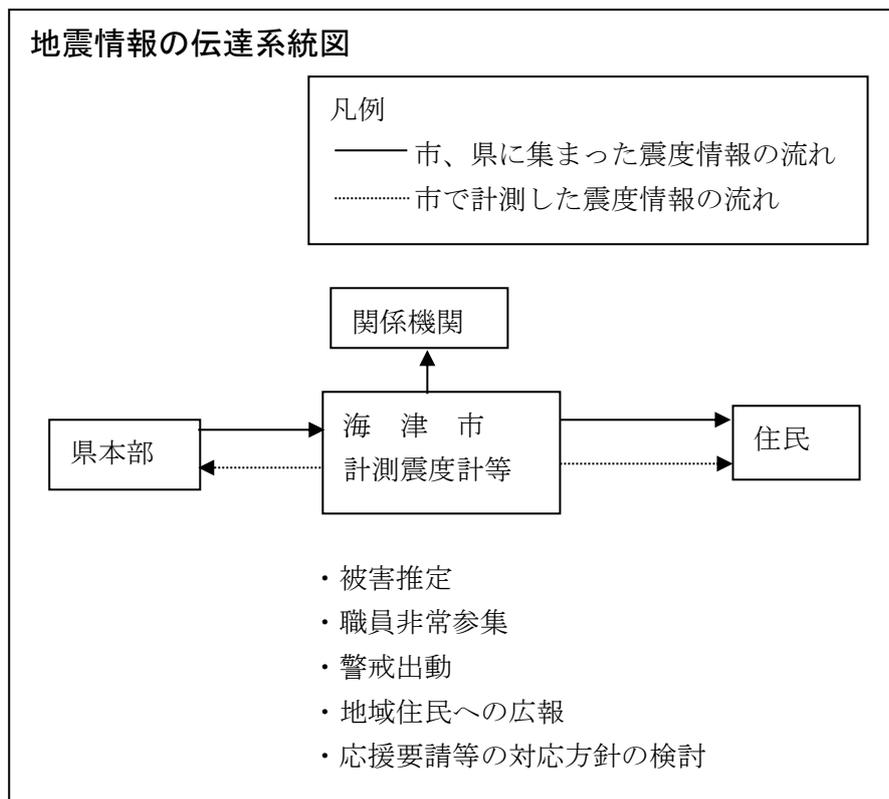
- ① 迅速な被害情報（概括的情報）の収集・伝達体制を確立する。
- ② 被災者へのきめ細かな情報の提供を実施する。

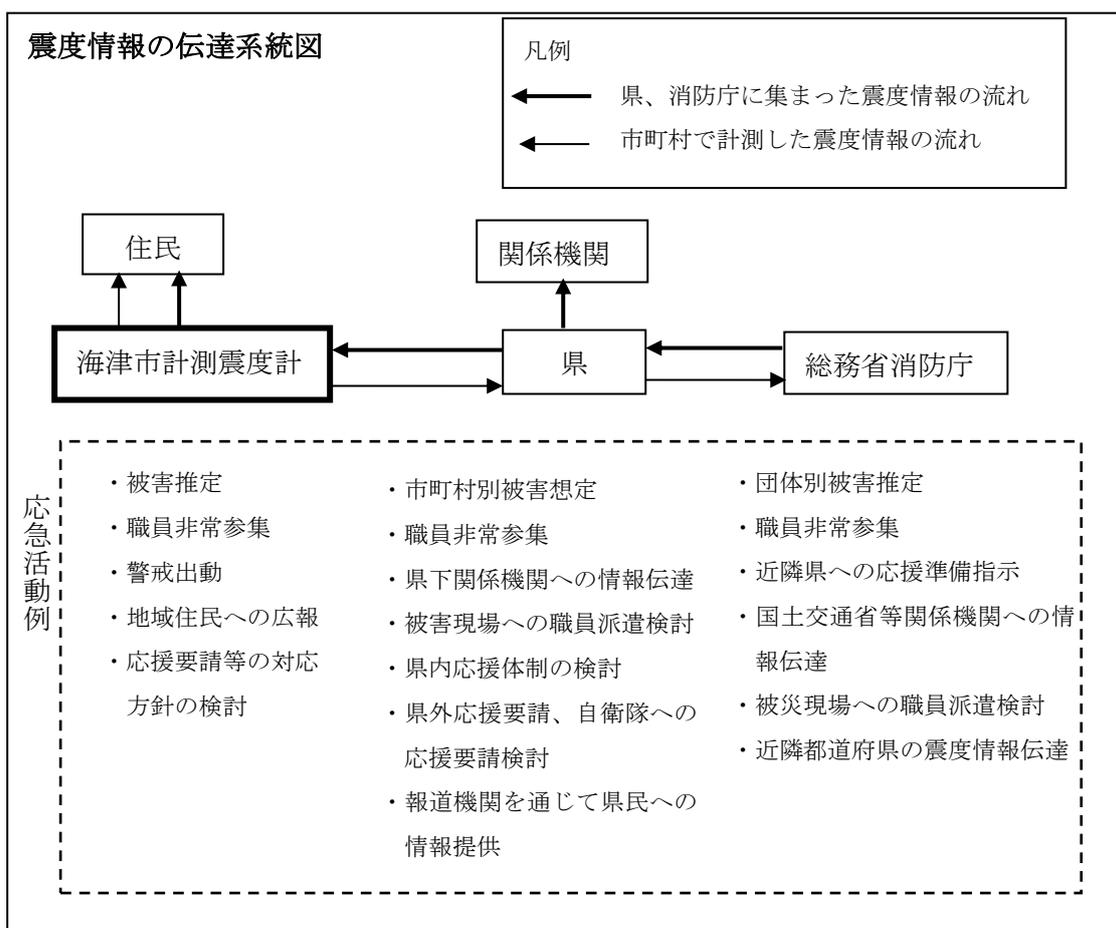
3. 対策

① 地震情報の受理伝達

ア 地震情報等の受理伝達

市は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。





② 被害者情報等の収集、連絡

ア 被害規模早期把握のための活動

市は、地震による被害規模の早期把握のため、次の行動を行う。

- a 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- b 被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を要請する。
- c 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。
- d 自主防災組織や自治会・区等地域住民らから情報を収集する。
- e 被害が甚大な場合にあつては、調査班を編制し現地に派遣する。

イ 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡するものとする。さらに、119番通報が殺到する状況については、市は県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

ウ 一般被害情報等の収集・連絡

市は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡する。

エ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

第4節 通信の確保

1. 現状と課題

阪神・淡路大震災の時もそうであったが、大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話はほとんどその機能を失う。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とそのネットワークの一層の充実により、通信手段及び無線従事者・免許保持者の確保を図ることが必要である。

2. 基本方針

情報通信体制の多重化を図る。

3. 対策

(一般対策編 第2章第4項第3節 災害通信計画) 参照。

第5節 津波災害応急対策

1. 現状と課題

本市において、地震の発生により、津波が河川を遡上し、河川堤防の沈下により、人的、物的被害が発生するおそれがある。

2. 基本方針

市、県及び防災関係機関が直ちに必要な応急対策を行う。なお、この節に特別の定めのない予防対策事項については、「第3章 地震災害応急対策」に基づき運用するものとする。

3. 対策

(1) 津波警報等の伝達

津波警報等は、「一般対策編 第2章第5項第1節 警報・注意報・情報等の計画」の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。

また、市は、釣り人や観光客等様々な環境下にある住民等へ津波 警報が確実に伝わるよう防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

○津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (発表基準)	巨大地震 の場合の 表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<高さ≤3m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してく

第2章 地震災害応急対策

				ださい。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (20cm ≤ 高さ ≤ 1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

○津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※2 沖合の津波観測に観測する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値と

第2章 地震災害応急対策

		も数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

○津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(2) 住民等の避難誘導

県及び市は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波や到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

(3) 防疫活動

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第2項 緊急活動

第1節 避難対策

1. 現状と課題

避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な障害が生じる。これら障害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように対応を図る必要がある。

2. 基本方針

人命の安全を第一に避難活動を実施し、また避難所での生活環境の保持を図る。

3. 対策

①～④までの詳細については、(一般対策編 第2章第7項第2節 避難計画)を参照のこと。

① 避難の勧告又は指示

② 警戒区域の設定

③ 避難措置等の周知

④ 関係機関への通知

⑤ 避難所の開設

ア 避難所の開設場所

市長は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊関係機関に連絡する。

ウ 避難所における措置

避難所における市長の実施する措置は、おおむね次のとおりとする。

a 被災者の収容

b 被災者に対する給水、給食措置

c 負傷者に対する医療救護措置

d 被災者に対する生活必需品の供給措置

e その他被災状況に応じた応援救援措置

また、市は、あらかじめ自主防災組織(自治会・区等)、施設管理者との協議により定められた「避難所運営マニュアル」に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者の「こころのケア」に努める。

エ ボランティアの活用

市は、避難所を開設するにあたっては、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得て、避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策

⑥ 避難路の通行確保

市職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

⑦ 避難の誘導

市職員等避難措置の実施者は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

⑧ 自主防災組織による避難活動

地域住民の自主防災組織は、自ら又は市の指示誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

ア 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底

イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知

ウ 高齢者、傷病者、身体障害者等の保護を要する者の介助及び搬送

エ 防火、防犯措置の徹底

オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容

カ 地域内居住者の避難者の把握

⑨ 避難先の安全管理

市は、避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

⑩ 応急仮設住宅の提供

学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるので、市は迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努める。

第2節 消防対策

1. 現状と課題

① 阪神・淡路大震災の消火活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生する。

② 倒壊家屋の下敷きになった人の救出には、バール、ノコギリ等の資機材の他、建物の構造によっては重機等の確保も必要である。

2. 基本方針

① 初期消火の実施

② 迅速な被災者の救出・救助

3. 対策

① 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

ア 市は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導

等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。

- b 地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこの他に協力し出火等の防止に万全を期する。

広報事項

- 1 火気の使用を中止する。
- 2 ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給しや断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出等防止する。
- 3 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。
- 4 ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、市等へ通報する。
- 5 電化製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーをしゃ断しておく。

イ 初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

初期消火の要領

- ・近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。
- ・消火班の出動による可搬式小型動力ポンプ等を使用しての初期消火活動を行う。
- ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

ウ 延焼の防止（火災防ぎよ）

- a 消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。
- b 市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、海津市と「消防相互応援協定」を締結している市町に応援を求める。

② 危険物関係施設における災害拡大防止措置

- ア 危険物施設の所有者は、災害の拡大を防ぐための施策を講じる。
- イ 消防機関は、災害拡大防止の指示や、住民の立ち入り制限、退去命令等の措置を講じる。

③ 負傷者等の救出及び救急

ア 消防、警察による救出・救急活動

消防機関は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

a 救出活動

- ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
- ・救出活動を阻害するガレキ、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の

第2章 地震災害応急対策

協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

b 救急活動

- ・ 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。
- ・ 道路の損壊による車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

c 相互協力

消防機関は、消防組織法第42条又は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長)に基づき、相互に協力して活動を実施する。

消防及び自衛隊の相互協力事項

- 1 当該災害に係る情報を収集し、相互に提供する。
- 2 現地調整機関を設け、人命救助その他救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行う。
- 3 平素から密接な連絡調整が行われるよう協力する。

イ 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力するものとする。

ウ 応援要請

市は、消防相互応援協定に基づき、締結市町に応援を要請する。

エ 応援隊の指揮命令

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受け入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮命令を行う。

第3節 水防対策

1. 現状と課題

- ① 大規模な地震が発生し、液状化等により堤防が損壊することは、阪神・淡路大震災における淀川の堤防で見られた現象である。
- ② このような場合、大洪水が発生するとその被害は甚大なものとなるおそれがある。

2. 基本方針

河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

3. 対策

(一般対策編 第2章第6項第2節 水防計画) 参照。

第4節 緊急輸送・交通規制対策

1. 現状と課題

- ① 地震災害時には道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給等にも支障がある。
- ② 一般道路とは別に緊急輸送道路を確保するため、交通規制を行うことが必要である。

2. 基本方針

緊急輸送道路においては、被災地の状況のほか、そこに至る広域的な輸送ルート確保を図り、輸送順位を考慮のうえ必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できるよう措置をする。

3. 対策

① 緊急輸送道路の確保

ア 道路に関する被害状況の把握

市の道路管理者は、国・県等の協力のもと、地震発生後速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握するとともに、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

② 交通規制の実施

ア 道路法に基づく規制

道路管理者は、道路の規模、決壊等により、交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

(様式34号 緊急通行車輛の確認手続き、緊急通行車両確認証明書、標章参照)

イ 交通規制の周知徹底

市は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

③ ヘリコプター離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所を除く)を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(※資料19 緊急離着陸場)参照

④ 輸送手段の確保

ア 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

イ 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

⑤ 緊急物資の一時集積配分拠点の運用

被災地内の交通混乱を避けるため、被災地内の収容避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。なお、第1次及び第2次緊急輸送道路が被災し、陸路による

第2章 地震災害応急対策

緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、防災ヘリコプター緊急離着陸場に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

ア 取り扱い物資

食料、飲料水、生活用品、医薬品等

イ 一時集積配分拠点における業務

a 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類

b 避難所等の物資需要情報の集約

c 配送先別の仕分け

d 小型車両への積み替え、発送

ウ 避難所への輸送

市は、物資を避難所まで輸送する。

第5節 医療救護計画

1. 現状と課題

- ① 大規模地震が起きると、医療機関が被災し、医療活動能力を喪失してしまう。
- ② 医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、高度な医療行為はできなくなり、その機能はマヒする。

2. 基本方針

医療機関の被害状況を早期に把握し、迅速に医療救護班を編成する。また、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

3. 対策

（一般対策編 第1章第14項 医療救護体制の整備、同編 第2章第7項第7節 医療救護計画）参照。

第6節 ライフライン施設の応急対策

1. 現状と課題

- ① 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来すことになる。
- ② 医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。

2. 基本方針

- ① 事業者間の広域的な支援体制の整備を図る
- ② 復旧予定時期を明示し、民心の安定を図る
- ③ 防災関係機関、医療機関への優先的復旧を図る。

3. 対策

① 水道施設

ア 水道事業者の応急復旧対策

a 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。また、必要があれば応援要請する。

b 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

c 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保及び復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

d 応急復旧の目標期間の設定

目標期間

- ・ 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3リットル）
- ・ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
- ・ 3週間まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
- ・ 4週間まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）

e 県への応急要請

水道事業者による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

（※資料 27 岐阜県関係等の協定等一覧）

4 岐阜県水道災害相互応援協定

f 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

② 下水道施設

ア 下水道管理者の応援復旧対策

a 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

b 被災状況の把握及び応急対策

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

第2章 地震災害応急対策

- 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）
 - ① 管路
 - ア 緊急調査
 - a 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）
 - b 管路の破損による道路等他施設への影響調査
 - c 重要な区間の被害概要の把握
 - イ 緊急措置
 - a マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼
 - ② 処理場、ポンプ場施設
 - ア 緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）
 - a 人的被害につながる二次災害の未然防止、予防
（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）
 - イ 緊急調査
 - a 被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
 - ウ 緊急措置
 - a 火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール
- 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）
 - ① 管路
 - ア 応急調査
 - a 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）
 - b 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査
 - イ 応急復旧
 - a 管内、マンホール内の土砂の除去、止水バンドによる圧送管の止水可搬式ポンプによる下水の排除、仮管きよの設置
 - ② 処理場、ポンプ場施設
 - ア 応急調査
 - a 処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
 - イ 応急復旧
 - a コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

第7節 公共施設の応急対策

1. 現状と課題

- ① 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。
- ② 特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

2. 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

3. 対策

① 道路施設の応急対策

ア 各道路管理者は、地震発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

イ 道路管理者は、応急措置を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

② 河川の施設の応急対策

ア 市、その他の河川・ため池等の管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。

イ 堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

③ 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

市は、がけ崩れ等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難の体制をとれるよう通知する。

イ 応急対策

a 市は、被害が拡大しないよう、亀裂や滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。

b 市は、県とともに、被害が拡大する恐れがある箇所には観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策

④ 公共建築物の応急対策

庁舎、学校施設及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者は、次のとおり災害応急対策を実施するものとする。

ア 建物の応急対策

「被災建築物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

イ 施設機能の応急対策

- a 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- b 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- c 緊急輸送車両その他車両の配備
- d 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- e その他重要設備の点検及び応急復旧
- f 飲料水の確保
- g エレベーターに閉じこめられた者の救出
- h 火気点検及び出火防止措置

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

1. 現状と課題

- ① 震災時には様々な情報が錯そうして、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。
- ② 災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、デマの防止対策を考慮しておかねばならない。

2. 基本方針

- ① 被災者へのきめ細かな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の防止対策を講じる。
- ② 情報の伝達は、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの他、広報車、同報無線、掲示板、インターネット等多種多様な方法により行う。
- ③ 情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

3. 対策

① 災害広報の実施

市及び防災関係機関は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災地住民をはじめとする住民に対して適切かつ迅速な広報活動を行う。

市は、地震災害に関する情報を次のとおり広報する。

ア 市の役割

地域住民に向けて広報

イ 広報の方法

テレビ、ラジオ、新聞、避難所への掲示、電光表示、広報車等のほか、電子メール、インターネット、アマチュア無線、同報無線、有線放送等のあらゆる広報媒体を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなどにより迅速かつ的確な広報に努める。

ウ 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため関係機関と十分に連携を保つものとする。

広報事項

- 1 地震災害の状況に関すること
- 2 避難に関すること
 - ・市が実施した避難勧告、避難場所又は指示の内容
 - ・居住者がとるべき行動
- 3 応急対策活動の状況に関すること
 - ・交通規制及び道路情報等に関すること
 - ・水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
 - ・鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
 - ・電話の使用制限及び復旧予定
 - ・金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
 - ・救護所の開設状況、その他の医療情報
- 4 その他市民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）
 - ・被災者の安否情報
 - ・食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること
 - ・水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること
 - ・下水道の使用に関すること
 - ・防疫に関すること
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること
 - ・流言飛語の防止に関すること

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて市と連携し、又は報道機関の協力を得るものとする。

② 報道機関への対応

ア 情報の提供及び報道の要請

市は、情報を一元的に（県：災害対策本部の災害情報集約チームを通じ）報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。

提供する情報	情報提供・報道要請に当たっての留意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報 2 救助活動に関する情報 3 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報） 4 被災者の安否確認に関する情報 5 その他関係情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 提供する情報の種類、収集方法、発表様式等をあらかじめ定める。 2 報道機関からの照会に対応する体制整備 3 情報錯その防止（県、防災関係機関等との間の連絡調査）

(※資料 28 災害応援に関する協定一覧)

14・15 (株)大垣ケーブルテレビ

③ デマ等の発生防止対策

市は、デマ等の発生を防止するため報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

④ 住民の安否情報

市は、あらかじめ定めた方法により住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

あらかじめ定めた方法例

- ・住民の安否情報の収集：各避難所単位で収集
- ・安否照会への対応：専用電話、専用窓口の設置

⑤ 総合的な情報提供・相談窓口の整備－「情報センター」（防災 110 番）の設置

市は、これの設置に向けて体制整備を図るものとする。

ア 市は、各部（課）の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談の総合窓口として数本の専用電話を備えた「情報センター」を設置する。

イ センターは、各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。

ウ 情報センターは、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら 24 時間対応する。

第2節 災害救助法の適用

1. 現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。

2. 基本方針

制度の内容、適用基準及び手続きを関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

3. 対策

① 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の大部分については、市長に委任されている。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支出する。ただし、市は一時立替支出する必要があることがある。

なお、災害救助法の適用等の詳細については一般対策編（第2章第7項被災者対策）に準ずる。

② 被害状況の把握及び報告

市は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接厚生労働大臣に対して緊急報告を行う。

③ 災害救助法の適用

市長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対しその旨要請する。

④ 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用について、市長が行う報告等の手続は次のとおりとする。

ア 災害に際し、市における災害が前記③の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

ウ 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、救助実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を随時報告する。

第3節 被災者救援対策

1. 現状と課題

- ① 大規模震災においては、被災者は着の身着のまま避難するケースが多く、その生命維持のため食料や水の供給が必要となる。
- ② 避難が長期化した場合、被災者のニーズも時の経過とともに変化し、臨機応変な物資の供給が必要である。

2. 基本方針

- ① 被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、的確かつ迅速な供給を図る。
- ② 乳幼児、高齢者等いわゆる要配慮者への十分な配慮をする。

3. 対策

① 給水

ア 飲料水の応急給水活動

市は、飲料水の確保が困難な地域において、次により応急給水を行う。

- a 水道班を組織し応急給水を実施する。

応急給水の目安

給水量：おおむね1人1日3リットル

給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間
(震災時においては7～15日程度)

- b 市が設定した給水拠点等のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プール等の水、井戸水（農業用井戸を含む。）等を活用して給水場所、時間等を広報する。
- c 応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。
 - ・市は、応急飲料水の確保及び市が行う応急給水活動に努める。また、必要があれば、応援要請する。
 - ・住民は、地震発生後7日間程度は貯えた水等をもって飲料水を確保するよう努める。また、衛生上の注意を十分払いながら、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

イ 応急給水の応援要請

市は、管内で飲料水の応急給水ができないときは、県に、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき応援の要請を行う。

応援要請に際し示すべき事項

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水
- 3 給水場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

ウ 生活水の確保

市は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活水の確保に努める。

② 食料供給

ア 調達及び供給

a 主要食料

市は、備蓄食料及び地元小売業者等の保有の米等を調達計画に基づき調達し、被災者等に対し炊き出し又は現物供給する。

炊き出しの方法

炊き出しは、市本部が奉仕団、ボランティア等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行う。実施にあたっては次の点に留意するものとする。

- 1 市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、供給することとして差し支えない。この場合、炊き出しに必要な米穀は原則として市本部が確保する。
- 2 献立は、被災状況に留意し栄養価等を考慮する。
- 3 炊き出し場所には市本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

b 副食及び調味料

- ・市は調達計画に基づき、必要な副食及び調味料を調達し被災者等に供給する。
- ・供給、配分の公平性の確保

市は、食料の供給に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努めるものとする。

③ 生活必需物資の供給

ア 生活必需物資の調達及び供給

生活必需物資の範囲

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

市は、次により必要な生活必需物資を確保し被災者等に供給（貸し出し）する。

a 備蓄物資の放出

b 調達計画に基づき地区内小売業者等から調達

住民は、各自の備蓄品、非常持ち出し品又は調達により対応できる場合はその物資で対応し、対応できない場合には市に供給（貸し出し）を申請する。

イ ニーズに適した物資の供給

市は、生活必需物資の確保に当たっては、季節、天候、時間の経過等により被災者のニーズも多様であることをできるかぎり配慮するものとする。

ウ 供給、配分の公平性の確保

市は、物資の供給、配分に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により公平の維持に努めるものとする。

第4節 応急教育対策

1. 現状と課題

- ① 大規模地震が発生した場合、学校教育においては、児童生徒の安全確保が第一であり最優先されるべきであるが、安否確認等に困難が生ずる。
- ② 学校（幼稚園等を含む）の再開については、臨時校舎の確保についても考慮すべき問題であるが、教育施設が避難所として使用されその使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

2. 基本方針

- ① 地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育に支障をきたさないよう措置する。
- ② 学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

3. 対策

① 児童・生徒の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童・生徒（以下、「生徒等」という。）の保護に努める。

ア 学校の対応

- a 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- b 生徒等については、教職員の指揮のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるにあたっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、生徒等の安全を確保するものとする。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については状況を判断し学校等が保護する。
- c 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し又は学校等へ引き返した生徒等について、bに準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

イ 教職員の対処、指揮基準

- a 災害発生の場合、生徒等を教室等を集める。
- b 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にした的確に指示する。
- c 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導・退

避させる。

- d 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- e 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- f 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒については、氏名・人員等を確実に把握し引き続き保護する。
- g 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

② 教育活動の早期再開

教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため次の措置を講ずる。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

a 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し正常な教育活動の実施を図る。

b 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

c 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。

d 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図る。

e 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置をとる。

エ 教員の確保

教職員が被災したことにより通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。

③ 生徒等に対する援助

ア 学用品の支給等

教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し県へ報告する。

イ 就学援助

市は、世帯が被災し就学が困難となった生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

ウ 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について必要な措置をとる。

エ 転出、転入の手続

教育委員会は、生徒等の転出、転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的な措置をとる。

オ 心の健康管理

教育委員会は、被災した児童・生徒及び救援活動に携わった教職員に対しメンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

第5節 要配慮者の安全確保

(一般対策編 第1章第12項 避難行動要支援者対策) 参照。

第6節 保健衛生対策

6-1. 清掃

1. 現状と課題

- ① ごみやし尿の処理は広域で行っているが震災の規模によってはその処理に支障をきたすおそれがある。
- ② 震災時には、一時にしかも大量にガレキ等の廃棄物が発生し、最終処理場の不足が予想される。このことから、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置き場、最終処分場が必要である。

2. 基本方針

ごみ、し尿の収集・処理体制を確保するため、県内及び近隣県の市町村との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努める。

3. 対策

①ごみ、し尿の処理

ア ごみ、し尿の処理活動

市本部環境班は災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。環境班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成する。

イ 清掃方法

市は、次の方法により廃棄物の処理を実施する。

a ごみ処理

ごみ収集車の確保については市所有のものを利用するが、不足する場合には民間、特に清掃団体の協力も得ることとする。

・収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域か

ら順次実施する。

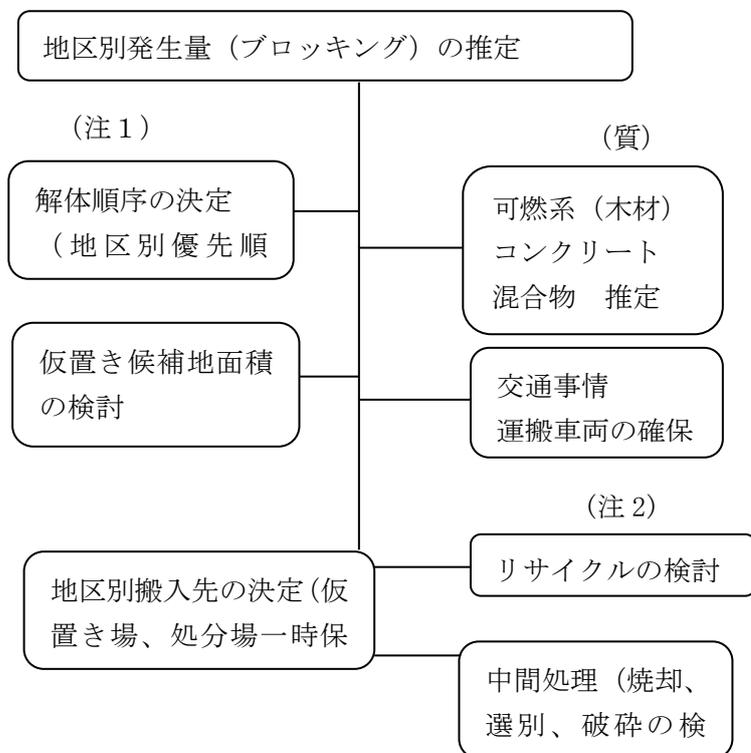
・収集方法

各班の収集担当地域を明確にする。災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民、ごみ収集運搬班に図る。

・処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、次図「災害廃棄物の処理計画フロー」によりあらかじめシミュレーションしておく。特に、仮置き場は地区毎に指定しておく。収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは埋め立て処分する。なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適切な回収・処理を行う。

災害廃棄物の処理計画フロー



推定排出量（東京都試算）

被害区分		1棟あたりの推定排出量(t) (大破) (中破)	
建物倒壊	木造	(11.2) (5.6)	
	非木造	S造	(31.6) (15.8)
		RC造	(304.0) (152.0)
火災による焼失		3.5	

(注1)優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

(注2)リサイクルの検討

例) 木くず: チップ化による利用
 コンクリート: 路盤材、建設資材等による利用
 金属: 製鋼原料等による再生利用
 食料: コンポスト化し、肥料化

b し尿処理

市は、民間の協力を得て以下のし尿処理を行う。

・収集順序

し尿のくみ取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急くみ取りを要する区域から順次実施する。

・収集方法

収集担当地域を明確にする。

・処分

し尿処理場、下水終末処理場等において処分する。

② その他関連施設

市は、次により、清掃に関連した公衆衛生対策を行う。

ア 野外便所の仮設

- a 避難所開設に伴う野外仮設便所の設置は、原則としてし尿貯留槽が装備された便所（以下、「仮設トイレ」という。）を配置する。
- b やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定しを考慮し、設置する。
- c 仮設トイレは、当初は市備蓄のもの、県備蓄のものを利用し、不足する場合には応援要請を行う。
- d 市においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

6-2. 防疫・食品衛生

1. 現状と課題

① 防疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また、まん延する危険性も高い。

② 食品衛生

震災時には、通常の流通・販売が行われなため、食中毒など食品に起因する危害発生危険性が高くなる。このため、食品の安定供給を図りながら、これら食品の安全性を確保することが重要となる。

2. 基本方針

① 防疫

災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

② 食品衛生

被災地の炊き出し施設、飲食店等に対して食品衛生面での監視指導を行い、食中毒の防止を図る。

3. 対策

① 防疫

ア 市の防疫活動

- a 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清掃及び消毒を行う

清掃方法

- ・市は、清掃の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。
- ・災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、市長は、的確な指導及び指示を行う。
- ・市は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないようにする。

消毒方法

- ・市は、消毒方法の実施にあたっては法令の定めるところに従って行う。
- ・実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い適当な場所に配置する。

- b 感染症を媒介する動物や昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤等を散布、準備する。
- c 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- d 知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項の規定による当該職員の選任。
- e 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。
- g 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施する。

② 食品衛生

ア 食中毒対策

a 炊き出し施設

(1) 市の対策

- ・市は、炊き出しを開始した場合速やかに保健所へ連絡する。
- ・市は、食中毒症状を現す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに保健所へ連絡する。

(2) 保健所の対策

- ・保健所は、炊き出しに伴う食中毒の防止のため、監視員を派遣し監視指導にあたる。
- ・保健所は、市から食中毒に関する連絡を受けた場合、その原因を究明するとともに再発防止に必要な措置をとる。

b 飲食店等

保健所は、飲食店等が停電又は断水した場合、飲食店等に対し食品衛生上必要な措置をとるよう監視指導する。

6-3. 保健活動・精神保健

1. 現状と課題

- ① 震災時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高い。このような環境の中で健康を維持することは困難なことである。そのため、被災者に対して、公衆衛生的な観点から公的な保健医療面での支援が不可欠である。
- ② 地震により精神障害者の病状の再発、悪化、その保護者の喪失あるいは治療、通所機会の喪失等が生じ、精神障害者の保護が必要となる。
- ③ 地震によるショック、長期化する避難生活等により、被災者は様々なストレスを抱え込むことから心のケア対策が必要となる。

2. 基本方針

- ① 地震により被害を受けている地域住民を対象に、関係機関と協力し、避難所の健康生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施する。また、仮設住宅や一般家庭等地域住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活がおくれるよう支援する。
- ② 精神障害者の救護策を講ずる。

3. 対策

① 保健活動

ア 活動内容

市本部健康班は、県の指導のもと以下の保健活動を行う。

- a 避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備
 - ・ 避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導
 - ・ 避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
 - ・ 手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
 - ・ 衣類・寝具による体温調整、及び清潔の状態の把握と調整及び指導
 - ・ 歯磨き・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
 - ・ 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
 - ・ 活動状況の把握と調整及び指導
- b 避難所における巡回健康相談等の実施
 - ・ 避難者個々の健康状態を把握し対処する。
 - ・ 症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
 - ・ 被災による症状や障害のある患者の観察と疾病管理及び生活指導
 - ・ 慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - ・ 寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - ・ 妊婦の生活指導と管理

- ・乳幼児の生活指導と管理
 - ・高齢者の生活指導と管理
 - ・難病・身体障害者の生活指導と管理
 - ・結核既往者の管理と生活指導
 - c 保健所・市における訪問指導の実施及び強化
 - ・結核、難病、精神障害者、要介護者、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障害者等への訪問指導を強化する。
 - ・一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
 - d 保健所・市における定例保健事業の実施
 - e 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施
- ② 精神保健
- ア 市の体制
- 市は、保健所との連携により、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。
- イ 精神保健対策の内容
- 市の実施する精神保健対策の主な内容は次のとおりとする。
- a 精神障害者の住居等、生活基盤の至急の確保
 - ・住居を無くした精神障害者の被災地外施設入所等の促進
 - ・精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等
 - b 精神科入院病床の確保
 - ・入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保
 - c 24時間精神科救急体制の確保
 - ・被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
 - ・夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
 - d 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
 - ・閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開
 - e 被災者の心の傷へのケア
 - 被災に伴う健常者の反応性病状としての PTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。
 - ・民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
 - ・心の健康に関する相談体制の充実
 - 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - 民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - 避難所等への相談所開設
 - 仮設住宅、家庭等への巡回相談
 - ・医療、福祉、教育等の各領域において実施される診療、相談等との調整
 - f 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア
 - ・不眠不休の活動で職員やボランティアの心も追いつめられる状況発生
 - ・民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により随時相談、診察等
 - ・必要があれば適切なカウンセリング等を継続実施
-

6-4. 行方不明者の捜索、遺体の処置及び火葬

1. 現状と課題

火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても処理量が能力を大幅に上回る場合の市の火葬処理体制について考慮しておくことが必要である。

2. 基本方針

- ① 遺体捜索体制の確立、必要機器の確保を図る。
- ② 遺体安置所の確保を図る。
- ③ 他市町村等の協力による火葬の実施

3. 対策

(一般対策編 第2章第7項第10節 行方不明者の捜索及び遺体の処置等) 参照。

第7節 ボランティア対策

1. 現状と課題

- ① 災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。
- ② 被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

2. 基本方針

ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともにその活動拠点の提供等環境整備に努める。

3. 対策

① ボランティアの受け入れ体制

ア 市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

イ 市は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

ウ 市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が設置する現地災害救援事務所の業務に協力する。

災害時のボランティア活動

- a 被災者の人命救助や負傷者の手当て
これらの活動は、専門技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- b 被災建物の危険度調査
被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。
- c 被災者の生活支援
一般的なボランティアであり、その内容としてはつぎのようなものがある。
 - ・避難所援助
食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障害者等援助（手話通訳、外出援助）、話し相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）
 - ・在宅援助
高齢者・身体障害者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど
 - ・その他
被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝い、ゴミ出しなど

第8節 被災建築物等に対する安全対策

1. 現状と課題

地震により被害を受けた建築物及び宅地へ立ち入り又は近付いた際に、余震等の発生により建築物の被害が増大し、人命を危険にさらす可能性がある。

2. 基本方針

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、その危険度を応急的に判定し、住民等への周知を図る。

3. 対策

① 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

② 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

第3章 地震災害復旧対策

第1項 復旧計画

第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

1. 現状と課題

- ① 道路、橋りょう、河川等の公共施設は社会活動を営むうえで重要であり、地震による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生する。
- ② 社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止策が必要である。

2. 基本方針

- ① 市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。
- ② 被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

3. 対策

① 基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は次のとおり災害復旧を行う。

ア 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

イ 災害復旧計画の策定

a 調査分析の結果に基づく災害復旧計画の策定

b 再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

ウ 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

エ 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

② 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の地震発生による災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上より優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

ア 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・道路・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・下水道・林地荒廃防止施設

などであり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。また、街路、公園・排水施設等の都市施設は、国庫負担法対象外であるが、災害復旧として予算補助がなされる。

イ 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、（一般対策編 第2章第5項第2節 災害情報収集等の計画）を準用する。

③ 激甚災害に関する対応計画

市は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

ア 被害状況の収集

市は、当該区域内の被害状況の把握に努め、県が行う調査に協力する。

④ 激甚災害に係る財政援助措置の対象

（一般対策編 第4章第1節 公共施設等の災害復旧）参照。

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

1. 現状と課題

- ① 家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。
- ② 民生の安定、生活再建への支援が必要である。

2. 基本方針

社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、民生の安定のための緊急措置を講じる。

3. 対策

市は、災害の規模に応じて貸し付け等必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

① 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、協力して広聴活動を実施する。

② 個人被災者への資金援助等

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

a 災害弔慰金

市は、市の条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し

災害弔慰金を支給する。

b 災害障害見舞金

市は、市の条例の定めるところにより、災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

イ 被災者生活再建支援法の運用

市は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の運用

市は、被災者の生活・住宅再建支援のために積極的にこの制度を活用することとする。市は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行う。

③ 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立する。

④ 雇用に関する相談

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

⑤ 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員等と連絡を密に行い、速やかに生活保護法を適用する。

⑥ 障害者及び児童に係る対策

ア 障害者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障害者に係る以下の対策を実施する。

a 文字放送テレビ、ファクシミリ等障害者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

b 車椅子、障害者用携帯便器等障害の状態に応じた機器や物資等の供給

c ガイドヘルパー等障害者のニーズに応じたマンパワーの派遣

イ 児童に係る対策

市は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

a 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について、子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。

b 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受け入れの可能性を探るとともに子ども相談センターと連携し、児童養護施設等への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

c 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、市

は保育所に入所させ保育するものとする。

⑦ 応急仮設住宅の建設

市は、自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。

⑧ 被災建築物の応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、市は、建築物の被害を調査し余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

⑨ 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

ア 住宅の応急修理

市は、自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき当該住宅の応急修理を行う。

イ 住宅の障害物除去

市は、自己の資力では、住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき障害物の除去を行う。

⑩ 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市は、県及び関係機関と協力して以下の調査を行う。

ア 生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握

イ 事業者に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給などの行政指導を行い、関係者の協力を得て物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

第2節 被災中小企業の振興

1. 現状と課題

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要である。

2. 基本方針

- ① 被災中小企業者についての被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。
- ② 被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

3. 対策

市は、災害復旧貸し付け等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

① 各種対策

ア 商工組合中央金庫、日本政策金融金庫等の貸し付け条件の緩和措置

イ 再建資金の借り入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引き上げ及び保険率の引き下げ

ウ 災害を受ける以前に貸し付けを受けたものについての償還期間の延長等の措置

- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸し付け事務等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持ち出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金の貸し付け等必要な措置

第3節 農林漁業関係者への融資

1. 現状と課題

被災農林業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要である。

2. 基本方針

「農林漁業金融公庫による融資」について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

3. 対策

市は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸し付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸し付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

第4節 義援金品の募集、受付、配分

1. 現状と課題

- ① 被災地内での仕分けは困難であるため、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要
- ② 義援物資については、受け入れを希望する物資と受け入れを希望しない物資を明確にし、そのリストを早期に公表することが必要

2. 基本方針

県民及び他都道府県から被災者に委託された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、集積・引継・配分・管理等必要な措置を実施する。

3. 対策

- ① 義援金品の募集
市は、県及び関係機関の協力のもと、被災地の状況等を十分考慮しながら対応するものとする。
- ② 義援物資の受入・配分
市は、県及び関係機関の協力のもと、義援物資の受け入れ及び配分を行う。
- ③ 義援金の受入・配分
市は、県及び関係機関の協力のもと、義援金の受け入れ及び配分を行う。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1項 総則

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、事前対策についても必要な事項を定め、全県一体となった東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

岐阜県では、中津川市が強化地域として指定されているが、海津市においては、東海地震が発生した場合、震度6弱以上の地震とはならないと予想されるため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務づけられていない。

しかし、本市が震度5強以下の地震であっても、本市地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されるところである。

このため、本市は、東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置について定めるものとし、東海地震に関連する調査情報（以下「調査情報」という。）、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）、東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）が発表された時、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置についても合わせて定めるものとする。

【参考】

＜東海地震に関連する情報＞

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、下表のような「東海地震に関連する情報」を公表する。

種 類	内 容 等	防災対応
東海地震 に関連する 調査情報	臨時 東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。 なお、本情報が発表された後、東海地震発生 の恐れがなくなったと認められた場合や 地震現象について東海地震の前兆現象とは 直接関係ないと判断した場合は、この情報 のなかで、安心情報である旨明記して発表 される。	・ 情報収集連絡体制
	定時 毎月の定例の判定会で評価した調査結果 が発表される。防災対応については特に行 う必要はない。	
東海地震注意 情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まった と認められた場合に発表される。「判定会」 の開催については、この情報のなかで伝え られる。また、東海地震発生 の恐れがなくなったと認められた場合には、 本情報解除が発表される。	・ 準備行動の実施 ・ 住民への広報
東海地震予知 情報	東海地震が発生する恐れがあると認めら れた場合に発表される。また、東海地震発生 の恐れがなくなったと認められた場合に は、本情報解除が発表される。	・ 警戒宣言 ・ 地震災害警戒本部 設置 ・ 地震防災応急対策

＜地震予知情報＞

気象庁長官が内閣総理大臣に報告する情報

＜警戒宣言＞

地震予知情報の報告を受けた内閣総理大臣が必要と認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発し、警戒態勢をとるべき旨を国民等に知らせる。

第2項 地震災害警戒本部の設置等

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1. 海津市の地震災害警戒組織

- ① 注意情報発表時：市長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。
- ② 警戒宣言発令時：警戒宣言が発せられた場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- ③ 警戒解除宣言発令時：警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策本部を解除する。

2. 防災上重要な施設の管理者

- ① 注意情報発表時：防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施する。
- ② 警戒宣言発令時：警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき組織的に防災活動を実施する。

3. 地域住民の自主防災組織

- ① 注意情報発表時：地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前からの準備が必要な活動を実施する。
- ② 警戒宣言発令時：地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し一体的に行動するものとする。

第3項東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

市及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言前からの準備的行動を実施するものとする。

第1節 防災関係機関等協力体制

1. 警戒宣言後の緊急輸送の実施

市は、警戒宣言後、緊急輸送の実施の具体的調整は、市災害対策本部が行うものとする。

2. 警戒宣言前からの準備的行動

市は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町や隣接市町村等の体制を確認する。

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

伝達する情報は、「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表」、「警戒宣言」（以下「地震予知情報等」）などである。

1. 伝達主体

- ① 県は、地震予知情報等を市へ伝達する。
- ② 市は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等あらゆる手段により住民に伝達する。
- ③ 防災関係機関等は、地震予知情報等の内容を、観光客、通勤者、通学者等に伝達する。

第3節 広報対策

市及び防災関係機関等は、地震予知情報が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため迅速、的確な広報を実施する。

1. 警戒宣言時対策

市及び防災関係機関等は、住民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

① 広報の内容

1. 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される市内の地震の震度等の予想
2. 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること
3. 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、火気の始末、家具の転倒防止等の措置をおこなうこと
4. 自動車による移動を自粛すること
5. 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること
6. 電話の使用は自粛すること
7. 病院等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すること
8. 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すること

広報の内容（例）

○ 注意情報発表時

「海津市からお知らせします。東海地域の地震観測データに異常があらわれたため、注意情報が発表されました。テレビ・ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください」

○ 警戒宣言時

「海津市災害警戒対策本部からお知らせします。○時○分、東海地震の警戒宣言が発令されました。テレビ・ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください。あなたの落ち着いた行動が、混乱を防ぎ、被害を少なくするのに役立ちます。あわてず、さわがず、落ち着いて行動してください。また、火の取り扱いには充分注意してください。」

② 広報の手段

1. 電子メール（インターネット含む）、市ホームページへの掲載
2. 同報無線、有線放送及びアマチュア無線
3. 広報車の巡回等
4. 報道機関への情報提供
5. 自主防災組織等

③ 問い合わせ窓口

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第4節 事前避難対策

市は住民に対して、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。住民は、警戒宣言が発せられた場合、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を把握しておく。

第5節 消防・水防

1. 消火対策

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、住民の生命、身体及び財産を保護し、災害発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ① 地震に関する正確な情報を収集し必要な機関へ伝達すること
- ② 火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ③ 火災発生の防止、初期消火について住民へ広報すること
- ④ 自主防災組織等の活動に対して指導すること
- ⑤ 施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること

2. 水害予防

水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- ① 地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- ② 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ③ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる。
- ④ 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、国や県と連絡を密に行い、不測の事態に備える。

3. 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第6節 交通対策

1. 警戒宣言時対策

① 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検により危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は道路管理上の必要な措置をとり広報する。

第4章 東海地震に関する事前対策

② 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合次の措置をとる。

- ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。
 - a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取しその情報に応じて行動すること。
 - b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の支障になるような場所には駐車しないこと。
- イ 避難のために車両は使用しないこと。

第7節 緊急輸送対策

1. 警戒宣言時対策

① 緊急輸送道路

(本編 第1章第2項第5節 緊急輸送網の整備) 参照。

2. ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所・避難場所を除く)を県に報告するとともに、着陸する場合には安全の確保を図る。

3. 輸送手段の確保

- ① 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。
- ② 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

第8節 物資等の確保対策

1. 警戒宣言時対策

(本編 第1章第3項第2節 食料、飲料水、生活必需品の確保) 参照。

第9節 保健衛生対策

1. 医療・助産

警戒宣言発令時の対策は、(一般対策編 第1章第14項 医療救護体制の整備)を参照。

2. 清掃

市は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、環境班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難地に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

3. 防疫

(一般対策編 第2章第7項第1節 防疫計画) 参照。

4. 警戒宣言前からの準備的行動

市は、救護所の開設準備を行う。

各病院等は、病院の耐震性に応じた患者の移送の措置、検討及び準備を行う。

第10節 生活関連施設対策

1. 水道

① 警戒宣言時の飲料水の供給

市は、発災後の断水に備えて住民が行う貯水による水需要の増加に対するため、浄水施設及び給配水施設を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

② 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

市は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

イ 応急給水

市は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

市は、配水池等から飲料水の運搬、供給するための給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒剤、水質検査器具等を整備点検するとともに水道班の出動態勢を整える。

2. 警戒宣言前からの準備的行動

① 市は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

② 市は、応急給水の準備を行う。

第11節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1. 警戒宣言時の対策

市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2. 警戒宣言前からの準備的行動

市は、公共交通機関の運行予定や観光地等の滞留者対策を確認する。

第12節 公共施設対策

1. 警戒宣言時の対策

① 道路

市は、道路の応急復旧のための出動準備体制をとるため、建設班を編成する。

② 河川

市は、国や県の河川管理者が行う出動準備体制に協力する。

③ 上下水道

(本編 第1章第4項第5節 ライフライン対策)を参照。

④ 庁舎等重要公共施設対策

施設の管理者は、当該管理施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じる。

ア 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

イ 無線通信機器等通信手段の整備点検

ウ 緊急輸送車両その他車両の整備点検

エ 電算機、複写機、空調設備等の被災防止装置

オ その他重要資機材の整備点検または被災防止装置

カ 飲料水の緊急貯水

キ 出火防止措置及び初期消火準備措置

ク 消防用設備等の点検

2. 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに工事業者の出動態勢を確認する。

第4項 大規模な地震に係る防災訓練計画

(本編 第1章第2項第6節 地震防災訓練の実施)参照。

第5項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県の協力を得て、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

① 市職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施をはかるため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、地震防災対策マップや災害時における職員初動マニュアル等をもとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・予想される地震に関する知識
- ・地震予知情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・職員等が果たすべき役割
- ・地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・今後地震対策として取り組む必要のある課題

② 住民等に対する教育

市は、地震防災対策マップを配布するとともに、必要に応じて地域単位で防災教育を実施する。

- ③ 児童、生徒に対する教育
- ④ 防災上重要な施設管理者に対する教育
- ⑤ 自動車運転者に対する教育
- ⑥ 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1項 総則

第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第6条の規定に基づく、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に本市は指定されているので、南海トラフ地震における円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は大綱は、（第1編 第2章 第3節防災機関の業務の大綱）のとおりである。

第2項 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに海津市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、海津市災害対策本部条例及び同施行規則に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

1. 要員の動員及び参集については、（本編 第2章第1項第1節 防災活動体制の整備）のとおりである。
2. 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3項 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、(本編 第2章第1項第3節 地震災害情報の収集・伝達)を参照。

2. 施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視については、(本編 第2章第2項第6節 ライフライン施設の応急対策及び第7節公共施設の応急対策)を参照。

3. 二次災害の防止

地震による二次被害の防止については、(本編 第2章第2項第2節 消防対策)を参照。

4. 救助・救急・医療救護

救助・救急・医療救護については、(本編 第2章第2項第5節 医療救護計画)を参照。

5. 物資調達

物資の調達については、(本編 第2章第3項第3節 被災者救援対策)を参照。

6. 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、(本編 第2章第2項第4節 緊急輸送・交通規制対策)を参照。

7. 保健衛生

保健衛生対策については、(本編 第2章第3項第6節 保健衛生対策)を参照。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- ① 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保を行う。
- ② 市は、県に対して住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の配置

市は、人員の配置状況を県に報告する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、海津市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に関する応援要請

他機関に対する応援要請については、(本編 第2章第1項第2節 災害応援要請)を参照。

第4節 要配慮者、帰宅困難者等に関する対策

市は、高齢者、障がい者、子ども、病人等要配慮者、帰宅困難者、外国人、滞留旅客等の保護のために、避難所の設置、避難所への誘導や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

第5節 文化財保護対策

指定文化財等の所有者又は管理者は、南海トラフの被害から防護するため、建造物には消防用設備等を設置するとともに、その他防災資機材の充実及び効率的な配置に努め、また、建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、施設内の巡視、消火・防災訓練の実施等の対策を実施するものとする。

第6節 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、市は、国、県、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第4項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、市及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第5項 防災訓練計画

市及び防災関係機関等は、(本編 第1章第2項第6節 地震防災訓練の実施)に準じて、防災訓練計画をたてるものとする。

第6項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関等、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 市職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震防災応急対策の円滑な実施をはかるため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、地震防災対策マップや災害時における職員初動マニュアル等をもとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

2. 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、地域の実態に応じて単位で行うものとし、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により実践的な教育を行う。その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ② 地震等に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域におけるがけ地崩壊危険等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容
- ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 児童・生徒に対する教育

市は、児童・生徒等に対し、南海トラフ地震を正しく認識させると共に、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を行うものとする。

① 教育内容

- ア 南海トラフ地震に関する基本的知識
- イ 南海トラフ地震が発生した場合の本市への影響、予想される危険等
- ウ 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- エ 学校施設等の防災対策
- オ 訓練、その他地震対策に必要な事項

② 教育の方法、手段等

防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- ア 内容の選択及び指導にあたって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ウ 日常における継続的な指導を通して、南海トラフ地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- エ 避難訓練の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

4. 防災上重要な施設管理者に対する指導、要請

市は、管内の事業所が南海トラフ地震発生時においてとるべき対応措置を、消防計画、予防規程に定めるよう指導する。

① 対象事業所

消防法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所

② 計画策定上の指導事項

ア 消防計画

- a 火気の取り扱い
- b 自衛消防組織
- c 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取り扱い
- d 教育訓練
- e 顧客、従業員等の安全確保
- f 情報収集、伝達、広報
- g 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置
- h 営業方針、従業員の時差退社
- i その他必要な事項

- イ 予防規程
 - a 施設の安全確保のための緊急措置
 - b 火気の取り扱い
 - c 教育訓練
 - d 安全設備、消防用設備等の点検、取り扱い
 - e 危険物輸送の安全対策
 - f 情報収集、伝達、広報
 - g 必要資機材の点検整備
 - h 操業方針、従業員の時差退社
 - i その他必要な事項

③ 指導方法

- ア 講習会、研修会
- イ 印刷物
- ウ 各種業界の集会

5. 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。